

泉佐野市こども基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 責務及び役割(第4条―第8条)

第3章 施策の実施(第9条―第19条)

第4章 施策の推進(第20条―第24条)

雑 則 (第25条)

付 則

(前文)

こどもは、一人一人が未来を築く大切な、かけがえのない存在であり、未来そのものである。

こどもには、美しい自然に囲まれ、心身ともに健やかに育つ権利がある。地域の文化や伝統に触れながら心豊かに育つ権利がある。自分の将来に夢と希望をもって生きる権利がある。そして、その実現のために必要なことを学ぶ権利がある。何よりもたくさんの愛情に包まれ、安全な環境で安心して育つ権利がある。全てのこどもには、生まれた環境、生活状況、障害の有無、国籍等にかかわらず、生まれたときから、幸せに生きるための権利がある。国際連合総会において1989年に採択された児童の権利に関する条約では、こどもの権利について「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」と定めている。

しかし、児童虐待、貧困、いじめ、不登校、ヤングケアラーその他こどもの命そのものを脅かす大きな社会問題がある。それらは少子化、家族の多様化、地域のつながりの希薄化、経済的格差の拡大、情報格差の拡大などが背景にあり、私たち大人が作り上げてきた社会が生み出した問題である。差別のない社会、ジェンダー平等社会の実現や地球環境問題など、私たちが次代を担うこどもたちに託さなければならない深刻な課題も多くある。

今を生きるこどもが自分の力を信じ、希望を持って未来を切り開いていけるよう、私たち市民は全力で取り組まなければならない。

泉佐野市は、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法(令和4年法律第77号)その他法令の趣旨を踏まえ、こどもが生まれながらに持っている権利が最大限尊重され、こどもが心身ともに健やかに育ち、学ぶことができる社会及び保護者が安心してこどもを育てることができる社会の実現を目指し、市全体で総合的かつ継続的にこども施策を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの健やかな成長の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者の役割を明らかにするとともに、こども施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、権利の主体であるこどもの権利が尊重され、こどもが家庭、学校その他の学びの場及び地域社会で自分らしく安心して暮らすことができるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18歳未満の者その他当該者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。
- (3) 地域住民 こどもが育つ地域に居住、通勤若しくは通学する者（こどもを除く。）又は市内で活動する個人（こどもを除く。）若しくは法人その他の団体をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、社会教育に関する施設、医療機関その他こどもの育ち、学び及び支援を目的としてこどもが通学、通園、通所、利用、入所又は相談する施設をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人（こどもを除く。）又は法人その他の団体をいう。
- (6) こども施策 こども基本法第2条第2項に規定するこども施策をいう。

(基本理念)

第3条 こどもへの支援は、次に掲げる事項（以下「基本理念」という。）に基づいて推進されなければならない。

- (1) こどもの置かれている環境にかかわらず、差別、虐待、体罰、いじめその他の問題に悩み苦しむことなく生きていくことができるよう、日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法その他法令の理念に基づき、こどもの基本的人権を尊重し、その権利を擁護すること。
- (2) こどもが発達段階に応じた学び及び遊びを通じて豊かな人間関係を育み、自ら意見を表明し、及び主体的に社会に参加することのできる環境を整備すること。
- (3) こどもが自らを大切に思い、他者の人権を尊重する力を持ち、次代の社会を担うことができるようにすること。
- (4) こどもを地域社会全体で健やかに育むため、市、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者が、それぞれの役割に応じて、自主的かつ主体的に責務を果たすとともに、互いに連携協力し、総合的に取り組むこと。

第2章 責務及び役割

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、国、地方公共団体その他関係機関（第10条第1項において「関係機関等」という。）と連携し、こどもの最善の利益を優先して考え、こどもへの支援を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、こども施策の一層の充実を図るため、必要な体制を整備するものとする。

3 市は、こども施策の推進に当たり、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者（以下「保護者等」という。）がそれぞれの責務を果たすことができるよう、これらの者に対して必要に応じて支援し、相互に連携を図ることができるよう調整を行うものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子育てについての第一義的な責任があることを認識し、こどもの最善の利益を考えるとともに、基本理念にのっとり、こどもの人格を尊重し、愛情をもってこどもの成長や発達に応じた養育に努めるものとする。

2 保護者は、家庭が乳幼児期からのこどもの人格形成に基本的な役割を果たすことを自覚し、こどもが豊かな人間性及び社会性を身につけて成長することができ、心身ともに安らかに過ごせるよう、こどもが健やかに育つ家庭環境づくりに努めるものとする。

(地域住民の役割)

第6条 地域住民は、基本理念にのっとり、こどもへの支援の重要性について関心を持ち、及び理解を深めるとともに、地域活動等を通して、こども施策及びこどもの支援に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の役割)

第7条 育ち学ぶ施設は、こどもの健やかな成長にとって重要な役割を果たす場であることを認識し、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付けることができるよう支え、こどもの意見を尊重し、ともに考える機会を確保すること。
- (2) 学び及び遊びを通じて、豊かな人間性及び社会性等を身に付けることができるよう、必要な支援を行うこと。
- (3) 施設におけるこどもの安全を確保し、差別、虐待、体罰、いじめその他の問題からこどもを守り、こどもの不登校及びひきこもりに関する課題の解決に努め、こどもが安心して過ごすことができる場となるよう、必要な支援を行うこと。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、こどもの健やかな成長を支援する活動を行うとともに、こども施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、子育てに関する理解を深めるとともに、従業員が仕事と子育てを両立できる職場環境の整備に努めるものとする。

第3章 施策の実施

(こどもの成長の支援)

第9条 市は、こどもの性別、国籍、障害その他の特性にかかわらず、差別されることなく、こどもが置かれる環境又は状況に応じ、こどもが健やかに成長できるよう、安全かつ安心な環境を整備し、こどもが社会の一員として自分の考え又は意見を表明することにより社会に参加できる機会を設けるよう努めるものとする。

(相談支援体制の整備)

第10条 市は、こども及び当該家族への支援の充実を図るため関係機関等と連携し、こどもに関する問題についての相談体制の整備及び強化に努めるものとする。

(特別な支援が必要なこどもへの支援)

第11条 市は、障害その他の事由により特別な支援が必要なこどもが合理的な配慮を受けることにより健やかに成長するために、当該こどもの状況に応じた施策を講ずるものとする。

(虐待の予防等に関する取組)

第12条 市は、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者と連携し、こどもへの虐待の予防、早期発見その他こどもへの虐待をなくすために必要な施策を講ずるものとする。

(いじめ及び体罰の防止に関する取組)

第13条 市は、保護者等と連携し、いじめ及び体罰からこどもを守るために必要な施策を講ずるものとする。

(不登校及びひきこもりに関する取組)

第14条 市は、保護者等と連携し、こどもの不登校及びひきこもりに関する課題の解決のために必要な施策を講ずるものとする。

(経済的に困難な事情にある家庭のこどもへの支援)

第15条 市は、経済的に困難な状況にある家庭に生まれ育ったこどもに対し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) こどもが自己肯定感その他自尊感情を損なうことなく健やかに育ち学ぶことができる環境を整備すること。
- (2) こどもが家事、家族の世話その他の事由により、学び、遊びその他のこどもにとって重要な時間及び経験が奪われることがないようにすること。

(全てのこどもへの適切な支援)

第16条 市は、前5条に定めるもののほか、こどもに対し、こどもの意思を尊重し、及びこどもの最善の利益が優先され、適切な養育環境が保障されるために必要な施策を講ずるものとする。

(様々な家庭環境に応じた子育て家庭への支援)

第17条 市は、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者と連携し、全ての子育てを行う家庭に対し、当該家庭の環境又は状況に応じ、保護者が安心して子育てをすることができるよう、保

護者に対し必要な支援を行うとともに、子育てしやすい環境の整備に努めるものとする。

（切れ目のない子育て支援）

第18条 市は、市民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長することができるよう、妊娠前から出産までの期間及びその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた、切れ目のない必要な施策を講ずるものとする。

（こどもの居場所づくり）

第19条 市は、家庭又は育ち学ぶ施設以外に、子どもが遊び又は様々な体験を通じて年齢の異なる子ども及び地域住民と交流し、豊かな人間性を育むことができるこどもの居場所づくりの確保に努めるものとする。

第4章 施策の推進

（子どもへの情報提供）

第20条 市及び保護者等は、自らが行う子どもへの支援に関する施策及び取組について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成するために必要な情報を、子どもにわかりやすく伝えるよう努めるものとする。

（こどもの社会参加の促進）

第21条 市及び保護者等は、こどもの考え及び意見を尊重するとともに、こどもの主体的な社会活動を支援し、こどもの社会参加の促進に努めるものとする。

（広報及び啓発）

第22条 市は、この条例及び子ども施策の内容について、子ども及び保護者等が関心を持ち、及び理解を深めるよう、年齢に応じた分かりやすい広報及び啓発を行うものとする。

（調査研究等）

第23条 市は、子ども施策を推進するため、情報収集、調査及び研究を行うものとする。

（計画の策定等）

第24条 市は、子ども施策を推進するため、子ども基本法第10条第2項に規定する計画を策定するものとする。

2 市は、この条例の運用状況及び子ども施策の実施状況について、泉佐野市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第27号）第1条に規定する泉佐野市子ども・子育て会議において定期的に検証を行うものとする。

第5章 雑則

（委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。